

1 換地処分と住居表示を実施した場合の住所及び土地の表示について

・①換地処分⇒②住居表示

【住所】山陽小野田市 大字山川 100番地1

《土地》 同 上

↓ ①換地処分

【住所】山陽小野田市 大字山川 2番地202

《土地》 同 上

↓ ②住居表示

【住所】山陽小野田市 ○○一丁目 1番1号

《土地》山陽小野田市 ○○一丁目 2番地202

・①住居表示⇒②換地処分または同時実施

【住所】山陽小野田市 大字山川 100番地1

《土地》 同 上

↓ ①住居表示

【住所】山陽小野田市 ○○一丁目 1番1号《土地》山陽小野田市 ○○一丁目 100番地1

↓ ②換地処分

【住所】山陽小野田市 ○○一丁目 1番1号

☆住所の変更なし

《土地》山陽小野田市 ○○一丁目 2番地202

・【住所】の表し方

住居表示実施前（現行）大字名+土地の地番

↓

住居表示実施後 新町名+番・号

2 住所の変更手続き

住民票、戸籍、登記簿等の公簿以外にご本人がされる住所変更手続き

《例》 自動車の運転免許証の住所欄

不動産登記簿の所有者住所欄

許可証の住所欄

自動車の件査証の住所欄

住民基本台帳カードの住所欄

金融機関の通帳等の住所欄

等の住所変更